

平成 25 年度

石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

石川県商工労働部労働企画課

目 次

平成25年度賃金等労働条件実態調査

1 調査の内容	1
2 主な用語の説明	1

調査結果の概要

1 調査・集計対象	3
2 初任給	3
3 ポイント賃金	3
4 週休2日制の実施状況	3
5 年間の休日・休暇	4
6 育児休業制度	4
7 子の看護休暇制度	5
8 介護休業制度	5
9 介護休暇制度	5
10 就業形態	6
11 非正社員の活用について	6
統計表	7
調査票	21

平成25年度賃金等労働条件実態調査

1 調査の内容

(1) 調査の内容

県内の企業における初任給、休日等の実態を把握し、公表することにより、企業の労務管理、労働者の福祉向上に資する。

(2) 調査の時期

平成25年7月31日現在

(3) 調査の対象

県内に所在する建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、運輸・通信業及びサービス業の6業種の常用労働者10人以上を雇用する1,400事業所。

なお、調査対象事業所は平成24年の経済センサス - 活動調査を参考として、産業別（一部中分類）・規模別に無作為抽出した。

(4) 調査票回収数

賃金等労働条件実態調査 733事業所（回収率52.4%）

調査票 別 掲

調査方法 郵送調査

(5) 調査項目

新規学卒者の初任給.....平成25年の新規学卒者学歴別初任給

中 学 卒

高 校 卒.....事務系・生産職別

高専・短大卒.....事務系・技術職別

大 学 卒.....事務系・技術職別

ポイント賃金

労働時間、休日・休暇

育児休業・子の看護休暇・介護休業・介護休暇制度

就業形態

非正社員の雇用管理

2 主な用語の説明

(1) 産業分類

日本標準産業分類によって分類した。

(2) 企業規模

各企業に雇用される常用労働者数により、下記のとおり規模を ~ に分類した。

規模 10人～29人までの常用労働者を雇用する企業

- 規模 30人～49人までの常用労働者を雇用する企業
- 規模 50人～99人までの常用労働者を雇用する企業
- 規模 100人～299人までの常用労働者を雇用する企業
- 規模 300人以上の常用労働者を雇用する企業

* 常用労働者 期間を定めずに雇用されている労働者

(3) 初任給

平成25年度に採用された新規学卒者で通勤手当を除いた基準内賃金

(4) ポイント賃金

ポイント賃金とは、勤続年数に関係なく、現在勤務している者のうち単に特定年齢の人について、基準内賃金から通勤手当を差引いた額をいう。

(注) ポイント賃金という用語は、模範的賃金という意味ではないので、誤解のないようにされたい。

(5) 就業形態

就業形態	説明
正社員	雇用している労働者のうち特に雇用期間を定めていない者。 なお、パートタイマー及び他企業への出向者は除く。
非正社員	正社員以外の労働者（契約社員、臨時的雇用者、短時間のパートタイマー、その他のパートタイマー、出向社員、派遣労働者、その他）をいう。
契約社員	専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用し、雇用期間の定めのある者。
臨時的雇用者	臨時的に又は日々雇用（日雇）している者で、1ヶ月以内の雇用期間の定めのある者。（雇用期間1ヶ月以内のアルバイト含む）
短時間のパートタイマー	正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めのない者。（雇用期間が1ヶ月を超えるアルバイト含む）
その他のパートタイマー	正社員と1日の所定労働時間、1週の所定労働日数がほぼ同じ者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めのない者で、パートタイマーその他これに類する名称で呼ぶ者。
出向社員	他企業から出向契約に基づき出向してきている者。（出向元に籍を置いているかどうかは問わない）
派遣労働者	労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律）に基づく派遣元事業所から派遣された者。
その他	上記以外の労働者。

(6) 統計表の符号について

[-] 該当のないもの

[0] 単位未満の数字

(7) その他

調査対象事業所の抽出については、平成24年の経済センサス - 活動調査を参考として無作為に抽出替えを行ったため、前年の数値と比較できない数値もある。

調査結果の概要

1 調査・集計対象 [第1表、第2表]

- (1) 調査対象事業所は、県内に所在する建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、運輸・通信業、サービス業の6業種で常用労働者数10人以上を雇用する1,400事業所（無作為抽出）である。
- (2) 集計対象調査票回収数は733事業所（回収率52.4%）であった。
- (3) 集計の対象となった常用労働者数は、52,870人であった。

2 初任給 [第3表]

全産業で見ると、中学校卒業者は146,400円、高校卒業者の事務職等は156,300円、生産職は159,500円、短大・高専卒業者の事務職等は166,700円、技術職は172,600円、大学卒業者の事務職等は185,000円、技術職は189,200円となった。生産職、技術職が事務職等を上回る傾向にある。

3 ポイント賃金 [第4表、第5表、第6表]

全体としては50歳～55歳に賃金のピークがある場合が多い。

4 週休2日制の実施状況 [第7表、第8表、第1図、第2図、第3図、第4図]

何らかのかたちで週休2日制を実施している事業所は、全産業・全規模事業で93.5%であり、このうち完全週休2日制としている事業所は37.1%であった。

実施状況を企業規模別にみると、10～29人規模は92.3%、30～49人規模は94.7%、50～99人規模は94.1%、100～299人規模は93.0%、300人以上規模は94.9%となった。

5 年間の休日・休暇 [第9表、第10表、第11表、第5図、第6図、第7図]

年間の休日日数は、全産業・全規模の平均で108.4日、年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均16.9日、年次有給休暇の計画的付与をしている事業所は20.1%であった。

- (1) 年間の平均休日日数は、全産業・全規模で108.4日であり、休日日数ごとの事業所の割合をみると、「70日未満」の事業所は全体の0.8%、「70～79日」は2.8%、「80～89日」は6.0%、「90～99日」は15.6%、「100～109日」は28.2%、「110～119日」は18.6%、「120日以上」は28.0%であった。
- (2) 年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均で16.9日であり、年次有給休暇の一人あたり消化日数は平均で6.2日であった。
- (3) 年次有給休暇の計画的付与をしている事業所は20.1%であり、その付与日数の平均は3.8日であった。

6 育児休業制度 [第12表、第13表、第14表、第15表]

育児休業制度は、労働者の申し出により、子が1歳に達するまでの間休業できる制度
(一定の場合には、子が1歳6か月に達するまでの間、取得することができる)

育児休業制度について、88.4%の事業所が就業規則等で規定しており、育児休業の取得率は、女性が86.3%、男性は0.6%となった。また、育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等で規定している事業所は72.7%、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定している事業所は75.6%であった。

育児休業制度を就業規則等で規定しているのは、648事業所（88.4%）であり、これを企業規模別の割合でみると従業員数101人以上は99.2%、従業員数100人以下は82.8%であった。

また、集計対象事業所において、平成24年度に出産または配偶者が出産した人は1,667人、うち育児休業を取得した人は486人、取得率は29.2%である。これを男女別にみると、男性では配偶者が出産した人は1,112人で、そのうち育児休業を開始した人は7人、取得率は0.6%、女性では出産した人が555人で、そのうち育児休業を開始した人は479人、取得率は86.3%であった。

さらに、育児を行う者のために設けられている育児休業以外の措置についてみると、育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等で規定しているのは533事業所（72.7%）、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定しているのは554事業所（75.6%）となった。

7 子の看護休暇制度 [第16表、第17表]

子の看護休暇制度は、小学校就学前の子を養育する労働者の申し出により、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために取得することができる休暇

子の看護休暇制度について、70.4%の事業所が就業規則等で規定している。

子の看護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、516事業所（70.4%）であり、これを企業規模別の割合で見ると従業員数101人以上は92.4%、従業員数100人以下は58.9%であった。

また、対象となる子の範囲は、「就業規則等への定めあり」と回答した事業所の中では「小学校に入学するまで」が最も多く、集計対象事業所において平成24年度に子の看護休暇を取得した労働者は、男性75人、女性461人、計536人であった。

8 介護休業制度 [第18表、第19表、第20表]

介護休業制度は、労働者の申し出により、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回休業することができる制度（期間は通算して93日まで）

介護休業制度について、83.5%の事業所が就業規則等で規定している。

介護休業制度を就業規則等で規定しているのは、612事業所（83.5%）であり、これを企業規模別の割合で見ると従業員数101人以上は98.4%、従業員数100人以下は75.7%であった。

また、集計対象事業所において、平成24年度に介護休業を取得した人は男性12人、女性40人、計52人であった。

さらに、集計対象事業所において、何らかの休業以外の措置を設けている事業所は506事業所（69.0%）、最も多く措置されているのは「1日の所定労働時間を短縮する制度」で438事業所（59.8%）、次いで「始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」が165事業所（22.5%）であった。

9 介護休暇制度 [第21表]

介護休暇は、要介護状態にある家族の世話をを行うための短期の休暇制度
(対象となる家族が1人...年5日、2人以上...年10日)

介護休暇制度について、69.2%の事業所が就業規則等で規定している。

介護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、507事業所（69.2%）であった。これを企業規模別の割合で見ると改正育児・介護休業法により平成24年6月30日以前から制度が義務付けられていた従業員数101人以上は88.0%であるのに対し、平成24年6月30日まで適用が猶予されていた従業員数100人以下は59.3%となっている。

10 就業形態 [第22表]

就業形態別の労働者割合では、全労働者のうち非正社員は28.5%となっており、男性では19.1%、女性では43.2%が非正社員である。

就業形態別の労働者割合では、全労働者のうち正社員が71.5%、非正社員は28.5%となっており、非正社員についてさらに区分してみると、パートタイマーが最も高く15.4%となっているほか、契約社員6.1%、派遣労働者3.4%などとなった。

男女別にみると、男性では、正社員が80.9%、非正社員が19.1%であり、非正社員についてさらに区分してみると、パートタイマーが7.0%、契約社員が5.9%となっている。女性では、正社員が56.8%、非正社員43.2%であり、非正社員についてさらに区分してみると、パートタイマーが28.4%、契約社員が6.5%となった。

11 非正社員の活用について [第23表、第8図、第9図]

非正社員の正社員化については、「その他のパートタイマー」「契約社員」「短時間のパートタイマー」「派遣労働者」の就業形態において、「個人の能力を見極めて正社員化したい」「積極的に正社員化を進めていきたい」と正社員化を検討する事業所の割合が比較的高い。

非正社員の正社員化について、「その他のパートタイマー」では62.8%、「契約社員」では60.2%、「短時間のパートタイマー」では50.3%、「派遣労働者」では45.7%が「積極的に正社員化を進めていきたい」「個人の能力を見極めて正社員化したい」と回答し、正社員化を検討している事業所の割合が比較的高かった。

平成24年度において、非正社員を正社員として登用した事業所数は、161事業所となっている。また、その人数は、589人であり、契約社員が259人と最も多かった。

非正社員を活用している理由について、就業形態ごとにみると、契約社員では「高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため」が62.2%、臨時的雇用者及び派遣労働者では「一時的（臨時・季節的）な繁忙期に対応するため」がそれぞれ51.3%、36.0%、短時間パートでは「1日・週の仕事の繁閑に対応するため」が40.0%、その他パートでは「基幹的な業務を確実に実施するため」及び「高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため」が34.2%、出向社員では「経験・知識・技能のある人を即戦力として採用するため」が49.2%と最も高い数値を示した。

統計表

第1表 集計対象事業所

()は%

産業別	規模別 全規模 (総数)	～ (10～299人) 規模					規模 300人以上
		小計 10～299人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	
全産業	733 (100.0)	635 (86.6)	209 (28.5)	133 (18.1)	137 (18.7)	156 (21.3)	98 (13.4)
建設業	98 (13.3)	94 (95.9)	45 (45.9)	25 (25.5)	10 (10.2)	14 (14.3)	4 (4.1)
製造業	186 (25.4)	165 (88.7)	48 (25.8)	31 (16.6)	34 (18.3)	52 (28.0)	21 (11.3)
卸売・小売業	134 (18.3)	112 (83.6)	35 (26.1)	23 (17.2)	31 (23.1)	23 (17.2)	22 (16.4)
金融・保険業	30 (4.1)	18 (60.0)	7 (23.3)	5 (16.7)	3 (10.0)	3 (10.0)	12 (40.0)
運輸・通信業	46 (6.3)	36 (78.3)	11 (24.0)	8 (17.4)	7 (15.2)	10 (21.7)	10 (21.7)
サービス業	239 (32.6)	210 (87.9)	63 (26.4)	41 (17.1)	52 (21.8)	54 (22.6)	29 (12.1)

第3表 学歴・職種の初任給 (産業別・全規模)

産業別	学歴別 中学校卒	高 校 卒	
		管 理 職 事 務 販 売 職	生 産 職
全産業	146,400 ^(円)	156,300 ^(円)	159,500 ^(円)
建設業	155,500	162,900	169,200
製造業	143,700	158,300	158,900
卸売・小売業	142,700	160,400	160,800
金融・保険業	180,000	143,200	157,800
運輸・通信業	166,700	164,100	161,300
サービス業	144,400	150,300	153,700

百円未満は切り上げています。

第2表 集計対象労働者

()は%

産業別	規模別 全規模 (総数)	～ (10～299人) 規模					規模 300人以上
		小計 10～299人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	
全産業	52,870 (100.0)	32,689 (61.8)	3,573 (6.8)	4,393 (8.3)	7,748 (14.6)	16,975 (32.1)	20,181 (38.2)
建設業	4,302 (8.1)	3,087 (71.8)	785 (18.2)	837 (19.5)	480 (11.2)	985 (22.9)	1,215 (28.2)
製造業	18,507 (35.0)	9,971 (53.9)	800 (4.3)	1,024 (5.5)	2,086 (11.3)	6,061 (32.8)	8,536 (46.1)
卸売・小売業	7,451 (14.1)	4,917 (66.0)	591 (7.9)	700 (9.4)	1,445 (19.4)	2,181 (29.3)	2,534 (34.0)
金融・保険業	2,035 (3.8)	584 (28.7)	147 (7.2)	112 (5.5)	161 (7.9)	164 (8.1)	1,451 (71.3)
運輸・通信業	3,622 (6.9)	1,714 (47.3)	163 (4.5)	263 (7.3)	389 (10.7)	899 (24.8)	1,908 (52.7)
サービス業	16,953 (32.1)	12,416 (73.2)	1,087 (6.4)	1,457 (8.6)	3,187 (18.8)	6,685 (39.4)	4,537 (26.8)

短大・高専卒			大学卒		
管理職 事務職 販売職	技術職		管理職 事務職 販売職	技術職	
166,700 ^(円)	172,600 ^(円)		185,000 ^(円)	189,200 ^(円)	
175,200	181,700		191,000	196,700	
170,800	172,800		190,700	191,100	
170,700	171,700		190,200	190,300	
156,400	172,300		179,600	185,300	
171,800	176,800		195,900	194,800	
158,900	167,800		173,400	181,000	

学歴・職種・男女別ポイント賃金

第4表 全産業・全規模

学 歴 別 年 齢 別	中 学 校 卒		高 校 卒			
	男 女 別		管 事 販 理 務 売	職 職 職	生 産 職	
	男 性	女 性			男 性	女 性
(歳)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
25	193,300	174,200	188,300	168,500	196,400	168,400
30	194,600	192,300	231,400	189,900	223,100	184,900
35	282,000	176,800	257,600	193,100	252,800	190,900
40	261,900	196,700	283,900	224,000	273,200	196,000
45	267,200	213,000	333,700	225,600	301,100	213,100
50	314,800	224,300	351,600	239,600	321,800	206,900
55	296,800	213,100	348,100	253,000	320,700	220,100
60	245,400	162,700	341,600	237,500	275,000	173,100

第5表 全産業・～規模(10人～299人)

25	196,500	174,200	187,000	165,200	196,500	166,700
30	176,700	192,300	235,000	188,000	223,900	184,900
35	266,400	176,800	260,200	190,200	253,000	189,600
40	264,300	196,700	282,700	217,900	269,200	190,400
45	271,400	213,000	333,700	217,300	295,700	207,500
50	329,300	224,300	348,400	231,900	318,800	203,200
55	306,900	205,400	341,600	245,800	320,800	222,700
60	230,900	162,700	344,100	235,300	278,800	180,200

第6表 全産業・規模(300人以上)

25	180,500	-	191,000	178,100	196,300	174,700
30	221,300	-	216,300	195,500	218,500	184,800
35	344,400	-	250,400	206,400	251,600	197,700
40	231,000	-	289,100	242,300	294,700	218,300
45	237,700	-	333,700	259,500	327,400	231,400
50	242,000	-	361,900	263,900	334,800	217,500
55	266,500	236,300	366,300	268,300	319,500	205,500
60	293,700	-	332,500	252,400	259,200	147,300

- は、データが全くなかったものです。

短 大 ・ 高 専 卒				大 学 卒			
管 事 販		理 務 売		職 職 職		技 術 職	
男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
196,300	179,600	201,600	196,500	204,200	191,700	208,700	202,700
224,900	194,800	231,100	207,000	238,300	216,800	244,100	222,800
259,100	210,100	267,700	212,400	301,000	236,700	277,200	241,400
296,700	230,000	297,900	248,400	320,700	257,400	321,900	277,100
317,000	239,200	329,700	265,600	347,600	313,800	370,500	294,000
334,700	273,400	359,500	294,200	396,700	322,200	390,100	358,800
411,500	265,700	373,500	299,400	425,300	322,900	394,000	364,800
313,800	301,500	324,000	293,300	357,200	343,400	355,400	337,700

195,200	178,200	193,800	191,200	202,300	187,900	204,800	198,400
218,100	191,200	225,200	198,900	233,200	212,100	237,000	217,000
264,200	198,300	259,800	200,000	304,300	234,100	269,800	246,000
288,900	218,400	293,100	241,200	314,900	260,700	308,500	272,300
303,800	226,500	312,900	243,200	339,000	327,600	345,500	284,400
331,500	263,100	354,200	287,000	386,900	284,900	379,600	344,000
424,200	260,100	376,300	295,600	418,400	315,800	377,800	360,900
313,700	307,000	342,300	312,600	343,900	390,000	341,300	375,000

199,700	183,600	215,800	210,200	207,700	198,200	219,000	211,600
240,000	208,600	246,800	237,600	247,300	223,600	264,600	233,300
244,700	225,400	287,000	249,500	292,900	244,300	299,400	230,600
312,800	254,200	312,600	268,200	335,500	252,000	363,400	289,600
348,300	275,400	366,800	332,700	364,300	278,100	415,000	307,500
345,500	291,500	369,000	312,100	415,500	396,700	418,100	388,300
394,000	275,600	360,600	318,400	444,000	358,700	451,300	378,400
314,000	263,000	287,400	245,100	389,300	250,000	397,700	263,000

第7表 産業別週休2日制の実施状況

産業別	制度別	合計	週休2		
			小計	完全週休2日制	月3回週休2日制
全産業	(事業所)	733 (100)	686 (93.5)	272 (37.1)	78 (10.6)
	(適用労働者)	52,870 (100)	49,576 (93.8)	25,732 (48.7)	4,222 (8.0)
建設業	(事業所)	98 (100)	91 (92.9)	15 (15.3)	6 (6.1)
	(適用労働者)	4,302 (100)	4,040 (93.9)	1,474 (34.3)	298 (6.9)
製造業	(事業所)	186 (100)	178 (95.7)	64 (34.4)	29 (15.6)
	(適用労働者)	18,507 (100)	17,669 (95.5)	10,339 (55.9)	1,287 (6.9)
繊維関係	(事業所)	18 (100)	17 (94.4)	4 (22.2)	2 (11.1)
	(適用労働者)	1,983 (100)	1,903 (96.0)	361 (18.2)	49 (2.5)
機械金属・電気電子関係	(事業所)	62 (100)	60 (96.8)	27 (43.6)	10 (16.1)
	(適用労働者)	7,610 (100)	7,381 (97.0)	5,191 (68.2)	421 (5.5)
その他	(事業所)	106 (100)	101 (95.2)	33 (31.1)	17 (16.0)
	(適用労働者)	8,914 (100)	8,385 (94.1)	4,787 (53.7)	817 (9.2)
卸売・小売業	(事業所)	134 (100)	129 (96.3)	40 (29.9)	16 (12.0)
	(適用労働者)	7,451 (100)	7,028 (94.3)	3,577 (48.0)	668 (9.0)
金融・保険業	(事業所)	30 (100)	30 (100.0)	28 (93.4)	1 (3.3)
	(適用労働者)	2,035 (100)	2,035 (100.0)	1,548 (76.1)	14 (0.7)
運輸・通信業	(事業所)	46 (100)	45 (97.8)	28 (60.8)	4 (8.7)
	(適用労働者)	3,622 (100)	3,594 (99.2)	2,418 (66.7)	231 (6.4)
サービス業	(事業所)	239 (100)	213 (89.1)	97 (40.6)	22 (9.2)
	(適用労働者)	16,953 (100)	15,210 (89.8)	6,376 (37.6)	1,724 (10.2)

第8表 企業規模別週休2日制の実施状況

規模別	制度別	合計	週休2		
			小計	完全週休2日制	月3回週休2日制
全規模	(事業所)	733 (100)	686 (93.5)	272 (37.1)	78 (10.6)
	(適用労働者)	52,870 (100)	49,576 (93.8)	25,732 (48.7)	4,222 (8.0)
10～29人	(事業所)	209 (100)	193 (92.3)	59 (28.2)	19 (9.1)
	(適用労働者)	3,573 (100)	3,302 (92.5)	981 (27.5)	323 (9.0)
30～49人	(事業所)	133 (100)	126 (94.7)	42 (31.6)	22 (16.5)
	(適用労働者)	4,393 (100)	4,144 (94.3)	1,390 (31.7)	730 (16.6)
50～99人	(事業所)	137 (100)	129 (94.1)	44 (32.1)	15 (10.9)
	(適用労働者)	7,748 (100)	7,277 (93.9)	2,583 (33.3)	779 (10.1)
100～299人	(事業所)	156 (100)	145 (93.0)	61 (39.1)	20 (12.8)
	(適用労働者)	16,975 (100)	15,927 (93.8)	6,930 (40.8)	2,252 (13.2)
300人以上	(事業所)	98 (100)	93 (94.9)	66 (67.4)	2 (2.0)
	(適用労働者)	20,181 (100)	18,926 (93.8)	13,848 (68.6)	138 (0.7)

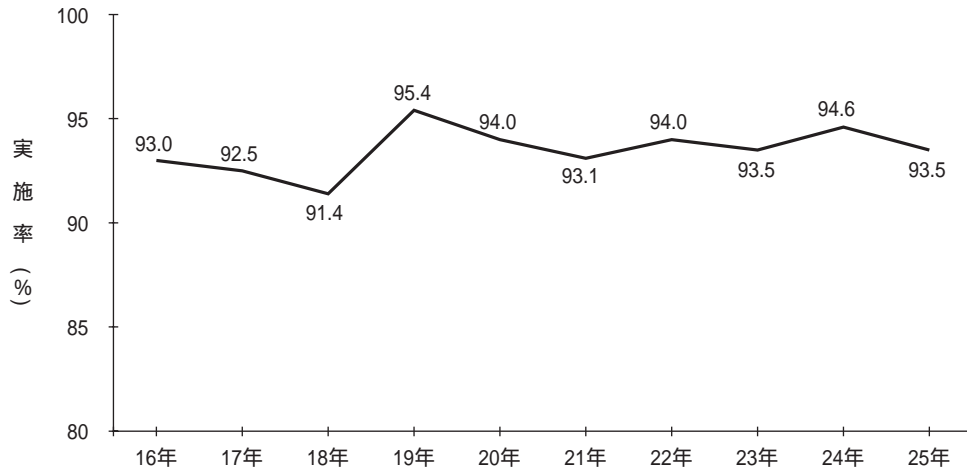
()は%

日 制 を 実 施				1週1日休 み又は4週 4日休み	1週に 1日半 休 み	そ の 他
隔 週 週休2日制	月 2 回 週休2日制	月 1 回 週休2日制	そ の 他 週休2日制			
79 (10.8)	82 (11.2)	9 (1.2)	166 (22.6)	13 (1.8)	7 (1.0)	27 (3.7)
4,069 (7.7)	3,103 (5.9)	280 (0.5)	12,170 (23.0)	1,237 (2.3)	288 (0.6)	1,769 (3.3)
20 (20.4)	29 (29.6)	2 (2.1)	19 (19.4)	1 (1.0)	- (-)	6 (6.1)
632 (14.7)	759 (17.6)	53 (1.2)	824 (19.2)	87 (2.0)	- (-)	175 (4.1)
13 (7.0)	16 (8.6)	2 (1.1)	54 (29.0)	1 (0.5)	3 (1.6)	4 (2.2)
994 (5.4)	529 (2.9)	22 (0.1)	4,498 (24.3)	120 (0.6)	76 (0.4)	642 (3.5)
3 (16.7)	2 (11.1)	- (-)	6 (33.3)	- (-)	- (-)	1 (5.6)
301 (15.2)	56 (2.8)	- (-)	1,136 (57.3)	- (-)	- (-)	80 (4.0)
1 (1.6)	4 (6.5)	- (-)	18 (29.0)	- (-)	- (-)	2 (3.2)
17 (0.2)	118 (1.6)	- (-)	1,634 (21.5)	- (-)	- (-)	229 (3.0)
9 (8.5)	10 (9.4)	2 (1.9)	30 (28.3)	1 (1.0)	3 (2.8)	1 (1.0)
676 (7.6)	355 (4.0)	22 (0.2)	1,728 (19.4)	120 (1.3)	76 (0.9)	333 (3.7)
18 (13.4)	18 (13.4)	- (-)	37 (27.6)	2 (1.5)	- (-)	3 (2.2)
434 (5.8)	802 (10.7)	- (-)	1,547 (20.8)	89 (1.2)	- (-)	334 (4.5)
- (-)	- (-)	- (-)	1 (3.3)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	473 (23.2)	- (-)	- (-)	- (-)
6 (13.0)	1 (2.2)	1 (2.2)	5 (10.9)	- (-)	- (-)	1 (2.2)
404 (11.2)	38 (1.0)	19 (0.5)	484 (13.4)	- (-)	- (-)	28 (0.8)
22 (9.2)	18 (7.5)	4 (1.7)	50 (20.9)	9 (3.8)	4 (1.7)	13 (5.4)
1,605 (9.5)	975 (5.8)	186 (1.1)	4,344 (25.6)	941 (5.5)	212 (1.2)	590 (3.5)

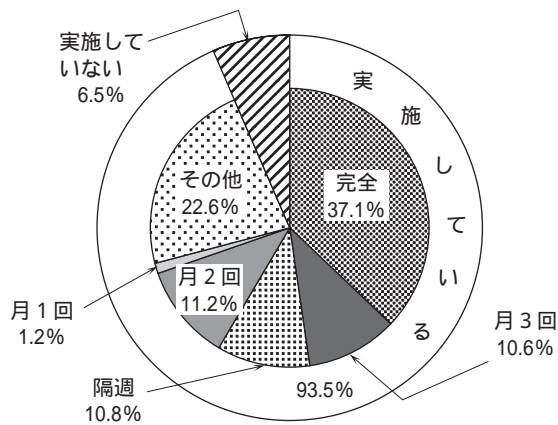
()は%

日 制 を 実 施				1週1日休 み又は4週 4日休み	1週に 1日半 休 み	そ の 他
隔 週 週休2日制	月 2 回 週休2日制	月 1 回 週休2日制	そ の 他 週休2日制			
79 (10.8)	82 (11.2)	9 (1.2)	166 (22.6)	13 (1.8)	7 (1.0)	27 (3.7)
4,069 (7.7)	3,103 (5.9)	280 (0.5)	12,170 (23.0)	1,237 (2.3)	288 (0.6)	1,769 (3.3)
35 (16.7)	40 (19.1)	6 (2.9)	34 (16.3)	6 (2.9)	2 (1.0)	8 (3.8)
563 (15.8)	653 (18.3)	104 (2.9)	678 (19.0)	125 (3.4)	32 (0.9)	114 (3.2)
14 (10.5)	21 (15.8)	1 (0.8)	26 (19.5)	1 (0.8)	2 (1.5)	4 (3.0)
393 (8.9)	714 (16.3)	24 (0.5)	893 (20.3)	22 (0.5)	56 (1.3)	171 (3.9)
15 (10.9)	11 (8.0)	2 (1.5)	42 (30.7)	2 (1.5)	- (-)	6 (4.4)
705 (9.1)	623 (8.0)	152 (2.0)	2,435 (31.4)	156 (2.0)	- (-)	315 (4.1)
10 (6.4)	9 (5.8)	- (-)	45 (28.9)	3 (1.9)	3 (1.9)	5 (3.2)
1,275 (7.5)	892 (5.3)	- (-)	4,578 (27.0)	390 (2.3)	200 (1.2)	458 (2.7)
5 (5.1)	1 (1.0)	- (-)	19 (19.4)	1 (1.0)	- (-)	4 (4.1)
1,133 (5.6)	221 (1.1)	- (-)	3,586 (17.8)	544 (2.7)	- (-)	711 (3.5)

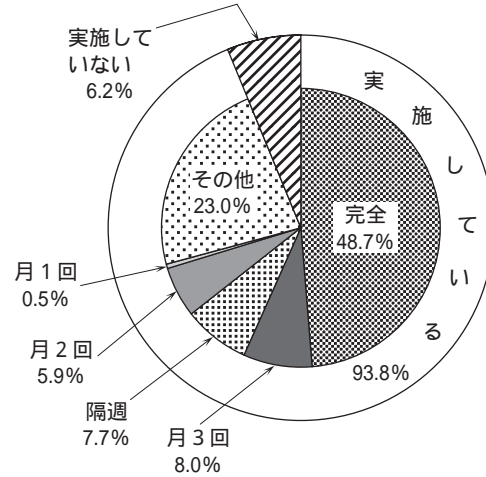
第1図 最近10年間の週休2日制実施率の推移（事業所）



第2図 週休2日制の実施状況（事業所）



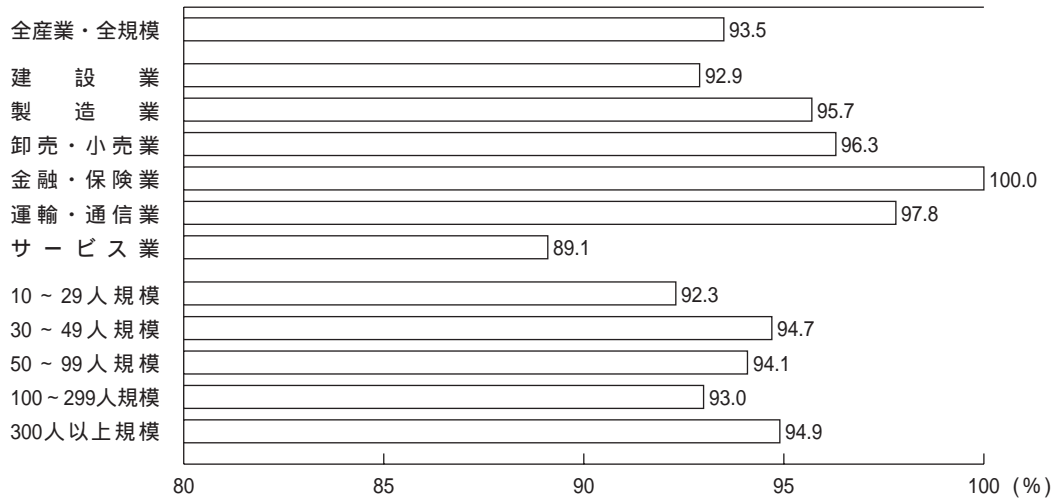
第3図 週休2日制の実施状況（適用労働者）



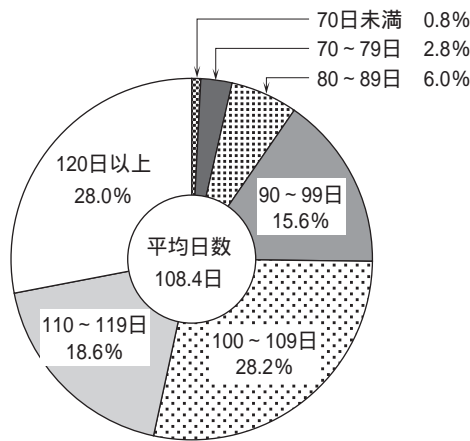
第9表 年間の休日日数

産業別	日数別	合計	平均	70日未満	平均	70～79日	平均
			日数		日数		日数
全産業	(事業所)	733 (100)	108.4	6 (0.8)	64.7	21 (2.8)	75.1
	(適用労働者)	52,870 (100)	111.4	159 (0.3)	63.7	1,461 (2.8)	74.8
建設業	(事業所)	98 (100)	96.2	- (-)	-	- (-)	-
	(適用労働者)	4,302 (100)	108.3	- (-)	-	- (-)	-
製造業	(事業所)	186 (100)	109.2	- (-)	-	1 (0.5)	75.0
	(適用労働者)	18,507 (100)	113.5	- (-)	-	21 (0.1)	75.0
繊維関係	(事業所)	18 (100)	103.8	- (-)	-	- (-)	-
	(適用労働者)	1,983 (100)	108.3	- (-)	-	- (-)	-
機械金属・電気電子関係	(事業所)	62 (100)	113.0	- (-)	-	- (-)	-
	(適用労働者)	7,610 (100)	117.3	- (-)	-	- (-)	-
その他	(事業所)	106 (100)	108.2	- (-)	-	1 (1.0)	75.0
	(適用労働者)	8,914 (100)	111.4	- (-)	-	21 (0.2)	75.0
卸売・小売業	(事業所)	134 (100)	107.9	- (-)	-	3 (2.2)	75.7
	(適用労働者)	7,451 (100)	111.8	- (-)	-	94 (1.3)	73.7
金融・保険業	(事業所)	30 (100)	121.7	- (-)	-	1 (3.3)	76.0
	(適用労働者)	2,035 (100)	120.8	- (-)	-	14 (0.7)	76.0
運輸・通信業	(事業所)	46 (100)	113.4	- (-)	-	- (-)	-
	(適用労働者)	3,622 (100)	114.6	- (-)	-	- (-)	-
サービス業	(事業所)	239 (100)	108.0	6 (2.5)	64.7	16 (6.7)	74.9
	(適用労働者)	16,953 (100)	107.8	159 (0.9)	63.7	1,332 (7.8)	74.9

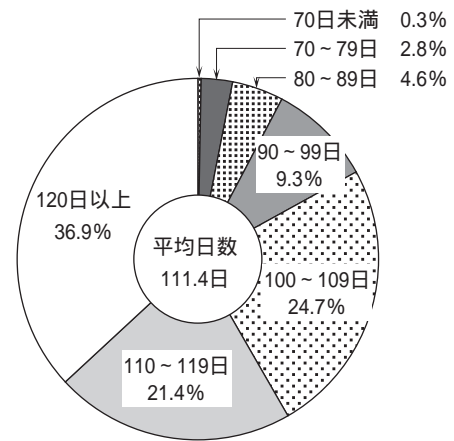
第4図 週休2日制の実施状況 (事業所)



第5図 年間休日日数 (事業所)



第6図 年間休日日数 (適用労働者)



() は%

80～89日	平均日数	90～99日	平均日数	100～109日	平均日数	110～119日	平均日数	120日以上	平均日数
44 (6.0)	86.5	114 (15.6)	95.7	207 (28.2)	105.2	136 (18.6)	114.2	205 (28.0)	124.9
2,453 (4.6)	86.0	4,907 (9.3)	94.9	13,043 (24.7)	105.3	11,332 (21.4)	114.9	19,515 (36.9)	123.9
15 (15.3)	87.7	32 (32.7)	94.8	29 (29.6)	104.2	12 (12.2)	114.9	10 (10.2)	124.2
401 (9.3)	87.7	838 (19.5)	94.7	1,216 (28.3)	104.7	552 (12.8)	116.4	1,295 (30.1)	123.5
10 (5.4)	86.7	18 (9.7)	94.9	72 (38.7)	104.9	44 (23.7)	114.4	41 (22.0)	124.7
674 (3.7)	85.7	853 (4.6)	95.1	5,115 (27.6)	105.7	4,181 (22.6)	115.1	7,663 (41.4)	122.5
2 (11.1)	87.0	5 (27.8)	95.6	8 (44.4)	106.3	1 (5.6)	117.0	2 (11.1)	124.5
71 (3.6)	87.8	357 (18.0)	97.0	1,196 (60.3)	108.3	27 (1.4)	117.0	332 (16.7)	124.1
- (-)	-	5 (8.1)	94.2	18 (29.0)	105.4	20 (32.3)	114.4	19 (30.6)	123.6
- (-)	-	204 (2.7)	93.1	1,031 (13.5)	105.5	2,127 (28.0)	115.1	4,248 (55.8)	122.5
8 (7.5)	86.6	8 (7.5)	94.9	46 (43.4)	104.4	23 (21.7)	114.2	20 (18.9)	125.7
603 (6.8)	85.4	292 (3.3)	94.1	2,888 (32.4)	104.7	2,027 (22.7)	115.1	3,083 (34.6)	122.3
3 (2.2)	87.3	27 (20.2)	94.8	45 (33.6)	106.8	25 (18.7)	113.0	31 (23.1)	124.0
90 (1.2)	87.2	843 (11.3)	95.2	2,314 (31.0)	105.6	1,549 (20.8)	113.7	2,561 (34.4)	124.1
- (-)	-	- (-)	-	- (-)	-	2 (6.7)	117.0	27 (90.0)	123.7
- (-)	-	- (-)	-	- (-)	-	541 (26.6)	116.3	1,480 (72.7)	122.9
4 (8.7)	87.3	6 (13.0)	95.7	6 (13.0)	105.5	11 (24.0)	117.3	19 (41.3)	124.7
106 (2.9)	86.9	323 (8.9)	94.8	894 (24.7)	106.5	768 (21.2)	116.8	1,531 (42.3)	124.4
12 (5.0)	84.5	31 (13.0)	95.7	55 (23.0)	104.9	42 (17.6)	113.9	77 (32.2)	125.9
1,182 (7.0)	85.4	2,050 (12.1)	94.7	3,504 (20.7)	104.4	3,741 (22.1)	114.4	4,985 (29.4)	126.1

第10表 休日・休暇について (事業所平均)

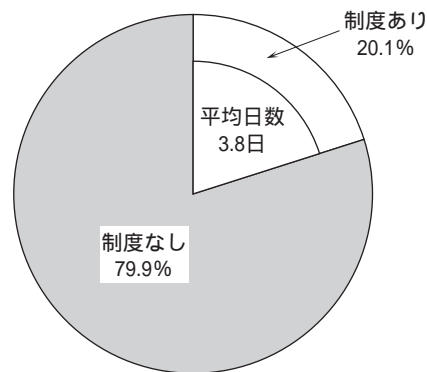
(単位：日)

産 業 別	総休日 日 数	週休日	週休日 以 外	年末年始	祝 日	夏季休暇	メーデー	そ の 他
全 産 業	108.4	86.7	21.7	5.7	10.6	3.4	0.1	1.9
建 設 業	96.2	72.6	23.6	7.0	10.7	4.4	0.0	1.5
製 造 業	109.2	84.0	25.2	7.1	10.7	4.7	0.1	2.6
卸 売 ・ 小 売 業	107.9	86.6	21.3	5.5	10.5	3.5	0.0	1.8
金 融 ・ 保 険 業	121.7	101.0	20.7	4.7	13.5	1.9	0.0	0.6
運 輸 ・ 通 信 業	113.4	92.2	21.2	4.8	11.8	2.4	0.1	2.1
サ ー ビ ス 業	108.0	89.8	18.2	4.5	9.7	2.3	0.0	1.7

第11表 年休・所定内労働時間 (事業所平均)

産 業 別	年休の一人 平均付与日数 (日)	年休の一人 平均消化日数 (日)	年休の一人 平均消化率 (%)	1日の労働時間		1週の労働時間	
				(時間)	(分)	(時間)	(分)
全 産 業	16.9	6.2	36.7	7	46	39	33
建 設 業	17.4	5.9	33.9	7	45	39	58
製 造 業	17.2	7.0	40.7	7	49	39	33
卸 売 ・ 小 売 業	16.4	4.6	28.0	7	47	39	42
金 融 ・ 保 険 業	18.8	7.5	39.9	7	33	37	57
運 輸 ・ 通 信 業	17.2	6.5	37.8	7	44	39	14
サ ー ビ ス 業	16.3	6.4	39.3	7	45	39	33

第7図 年次有給休暇の計画的付与の状況



第12表 育児休業制度の就業規則等への規定状況

項目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	648 (88.4%)	399 (82.8%)	249 (99.2%)
就業規則等への定めなし	85 (11.6%)	83 (17.2%)	2 (0.8%)
合計	733 (100.0%)	482 (100.0%)	251 (100.0%)

第13表 育児休業の取得状況

集計対象事業所で平成24年度に育児休業を取得した労働者数

	対象者数	取得者数
男性	1,112人	7人 (0.6%)
女性	555人	479人 (86.3%)
合計	1,667人	486人 (29.2%)

第14表 育児のための所定外労働の免除制度について

項目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	533 (72.7%)	304 (63.1%)	229 (91.2%)
子が3歳に達するまで	310 (42.3%)	171 (35.5%)	139 (55.4%)
小学校に入学するまで	197 (26.9%)	116 (24.1%)	81 (32.2%)
小学校に入学した後も利用可能	26 (3.5%)	17 (3.5%)	9 (3.6%)
就業規則等への定めなし	200 (27.3%)	178 (36.9%)	22 (8.8%)
合計	733 (100.0%)	482 (100.0%)	251 (100.0%)

第15表 育児のための短時間勤務制度について

項目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	554 (75.6%)	318 (66.0%)	236 (94.0%)
子が3歳に達するまで	356 (48.6%)	196 (40.7%)	160 (63.7%)
小学校に入学するまで	139 (19.0%)	82 (17.0%)	57 (22.7%)
小学校に入学した後も利用可能	36 (4.9%)	18 (3.7%)	18 (7.2%)
その他	23 (3.1%)	22 (4.6%)	1 (0.4%)
就業規則等への定めなし	179 (24.4%)	164 (34.0%)	15 (6.0%)
合計	733 (100.0%)	482 (100.0%)	251 (100.0%)

第16表 子の看護休暇制度について

項目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	516 (70.4%)	284 (58.9%)	232 (92.4%)
小学校に入学するまで	478 (65.2%)	263 (54.6%)	215 (85.6%)
小学校に入学した後も利用可能	38 (5.2%)	21 (4.3%)	17 (6.8%)
就業規則等への定めなし	217 (29.6%)	198 (41.1%)	19 (7.6%)
合計	733 (100.0%)	482 (100.0%)	251 (100.0%)

第17表 子の看護休暇の取得状況

	取得者数			
	5日未満	5～10日	11日以上	
男性	75	67	8	-
女性	461	384	73	4
合計	536	451	81	4

第18表 介護休業制度の就業規則等への規定状況

項目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	612 (83.5%)	365 (75.7%)	247 (98.4%)
就業規則等への定めなし	121 (16.5%)	117 (24.3%)	4 (1.6%)
合計	733 (100.0%)	482 (100.0%)	251 (100.0%)

第19表 介護休業の取得状況

集計対象事業所で平成24年度に介護休業を取得した労働者数

男性	12人
女性	40人
合計	52人

第20表 介護を行う労働者のために設けている休業以外の措置（複数回答）

()は%

項目	事業所数
休業以外の制度を設けている事業所	506 (69.0)
1日の所定労働時間を短縮する制度	438 (59.8)
週又は月の所定労働時間を短縮する制度	61 (8.3)
週又は月の所定労働日数を短縮する制度（隔日勤務、特定曜日勤務等）	28 (3.8)
労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度	36 (4.9)
フレックスタイム制	29 (4.0)
始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	165 (22.5)
労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度	7 (1.0)
制度なし	227 (31.0)
合計	733

第21表 介護休暇制度について

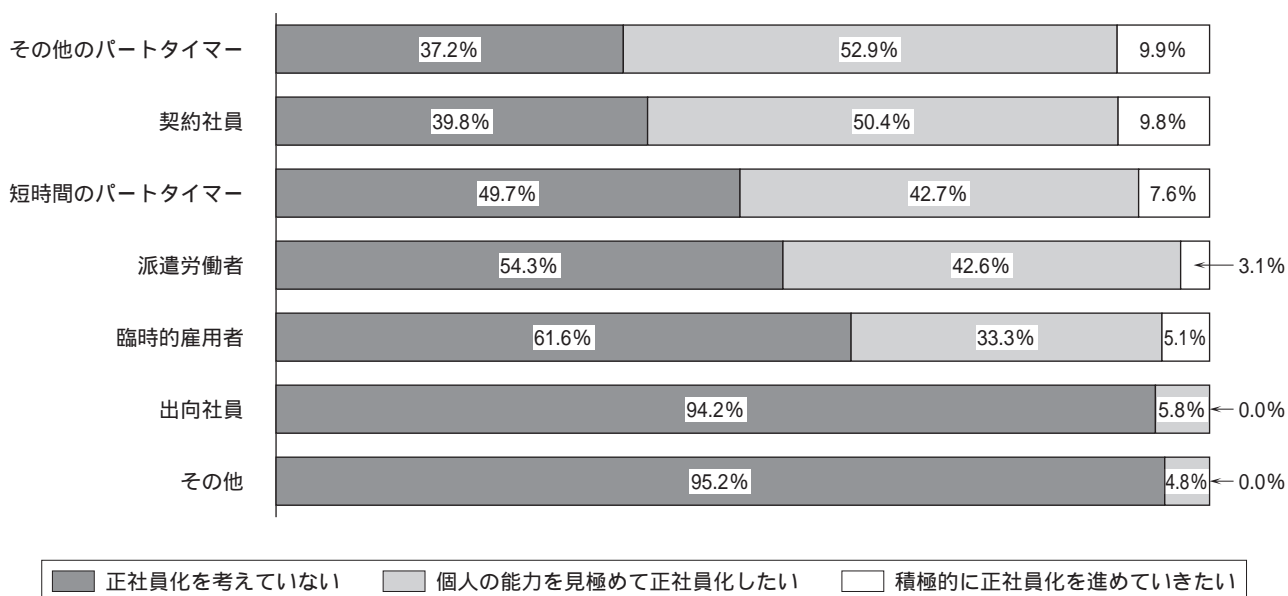
項目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	507 (69.2%)	286 (59.3%)	221 (88.0%)
就業規則等への定めなし	226 (30.8%)	196 (40.7%)	30 (12.0%)
合計	733 (100.0%)	482 (100.0%)	251 (100.0%)

第22表 就業形態について

(単位：%)

区 分	正社員	非 正 社 員								
		契約社員	臨時的 雇用者	パートタイマー		出向社員	派 遣 労働者	その他		
				短時間	その他					
全 産 業	71.5	28.5	6.1	1.2	15.4	9.6	5.8	0.4	3.4	2.0
男 性	80.9	19.1	5.9	1.0	7.0	4.3	2.7	0.6	3.1	1.5
女 性	56.8	43.2	6.5	1.5	28.4	17.9	10.5	0.2	3.8	2.8
建 設 業	86.1	13.9	7.8	2.0	2.4	1.9	0.5	1.0	0.7	0.0
製 造 業	78.4	21.6	4.6	0.7	8.9	3.6	5.3	0.4	6.2	0.8
卸売・小売業	67.5	32.5	5.4	0.8	23.2	11.7	11.5	0.4	1.2	1.5
金融・保険業	79.5	20.5	5.9	0.1	9.7	3.0	6.7	0.5	2.0	2.3
運輸・通信業	77.3	22.7	6.3	0.6	7.2	5.5	1.7	0.4	7.9	0.3
サービス業	59.2	40.8	7.4	2.0	25.3	19.2	6.1	0.4	1.3	4.4

第8図 非正社員の正社員化（事業所数）

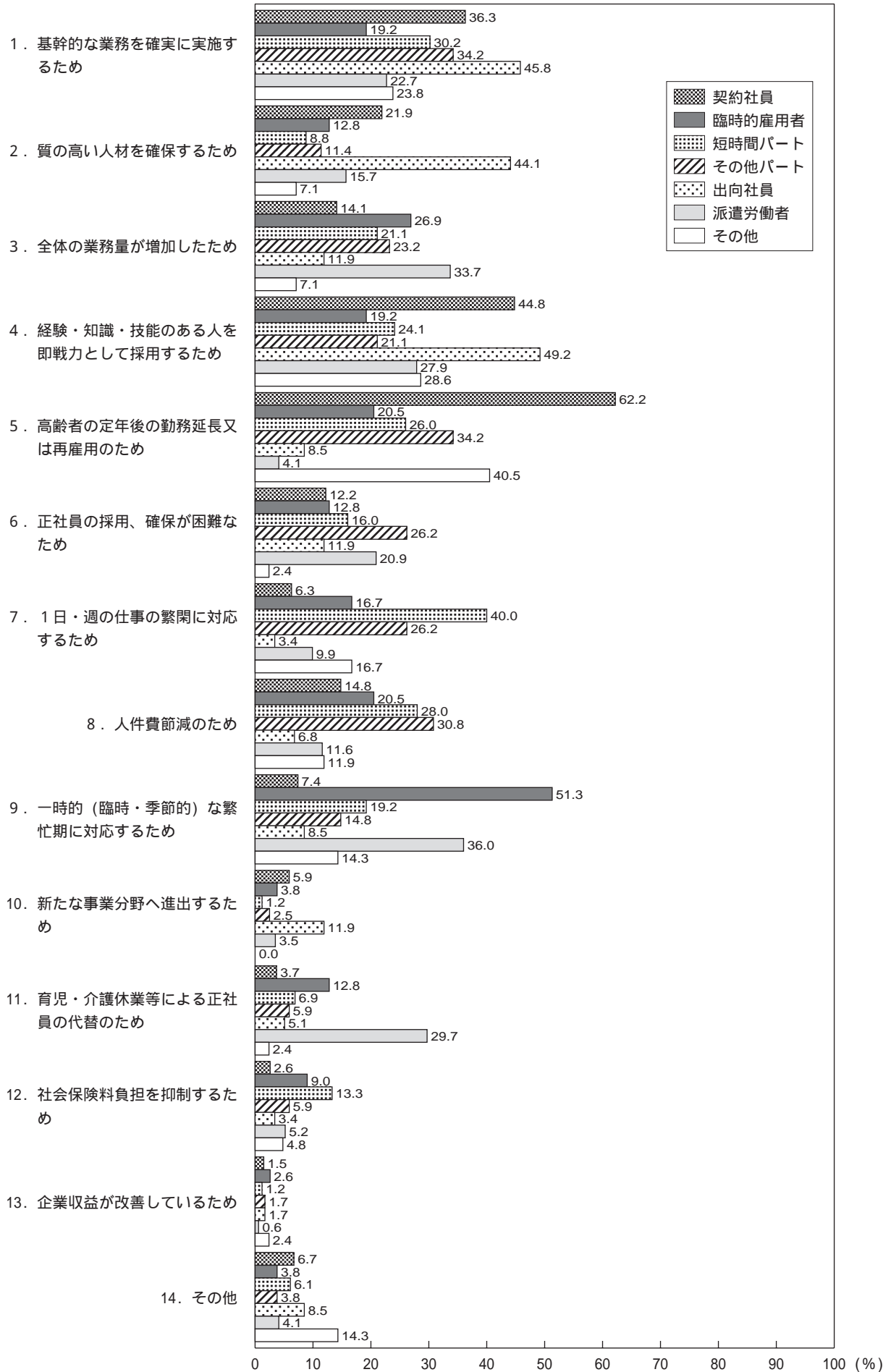


第23表 非正社員の正社員化の実績

() 内は%

区 分	正 社 員 登用実績 事業所数	非 正 社 員							
		契約社員	臨時的 雇用者	パートタイマー		出向社員	派 遣 労働者		
				短時間	その他				
全 産 業	161	589	259 (44.0)	19 (3.2)	228 (38.7)	150 (25.5)	78 (13.2)	1 (0.2)	82 (13.9)
建 設 業	8	28	25 (89.3)	1 (3.6)	2 (7.1)	2 (7.1)	- (-)	- (-)	- (-)
製 造 業	38	132	57 (43.2)	6 (4.5)	24 (18.2)	8 (6.1)	16 (12.1)	- (-)	45 (34.1)
卸売・小売業	22	55	26 (47.3)	- (-)	24 (43.6)	9 (16.3)	15 (27.3)	1 (1.8)	4 (7.3)
金融・保険業	4	6	4 (66.7)	- (-)	2 (33.3)	- (-)	2 (33.3)	- (-)	- (-)
運輸・通信業	13	70	47 (67.1)	1 (1.4)	3 (4.3)	- (-)	3 (4.3)	- (-)	19 (27.2)
サービス業	76	298	100 (33.6)	11 (3.7)	173 (58.0)	131 (44.0)	42 (14.0)	- (-)	14 (4.7)

第9図 非正社員を活用している理由（複数回答）



調 査 票

(秘) 賃金等労働条件実態調査票

(平成25年7月31日現在)

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部労働企画課

《問い合わせ先》

石川県職業能力開発プラザ

TEL (076) 261-1400
FAX (076) 261-1402

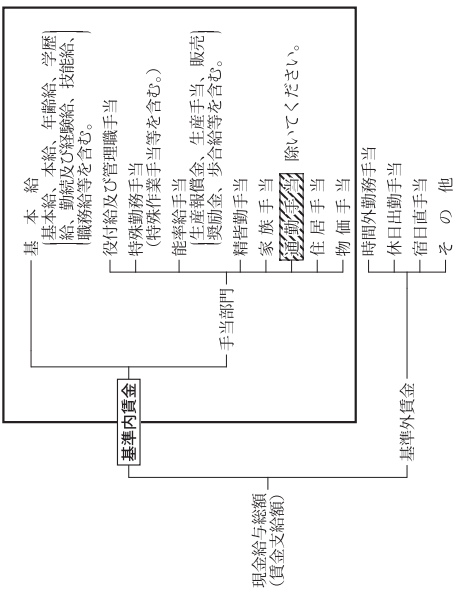
この調査は、賃金等労働条件の実態を把握し、企業の経営、労働管理の指標にするものです。
統計以外の目的に使用したり、調査内容を他にもらしたりすることはありませんから、ありのままを記入してください。なお※は記入しないください。
返送は9月30日までにお願いします。

産業分類	1:2:3	企業規模	4	整理番号	5:6:7:8	特ダシ	9	従業員数	10:11:12:13:14
------	-------	------	---	------	---------	-----	---	------	----------------

※は県で記入

1 事業所の名称	〒		
2 事業所の所在地			
3 事業所の主な生産品名又は事業の内容			
4 企業の全常用従業員数	人	労働組合の有無	有・無
(同一企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用されている常用労働者の総数)	10~29人	30~49人	50~99人
5 事業所の全常用従業員数	100~299人	300人以上	
(支店・営業所等の事業所)だけの常用労働者数	人(うち女性 人)		

記入担当者	TEL () () ()
所属課・氏名	内線 () () ()



1 新規学校卒業者の初任給および学歴別・職種別ポイント賃金について

(注) 基準内賃金のうち、通勤手当を差し引いた額を記入してください。(単位 100円)

満年齢	学歴	卒		高		校		卒		短		大		専		卒		学		大		学		卒		術			
		男	女	性	性	男	女	性	性	男	女	性	性	男	女	性	性	男	女	性	性	男	女	性	性	男	女	性	性
15	初任給	15:16:17:18	19:20:21:22	23:24:25:26	27:28:29:30	31:32:33:34	35:36:37:38	39:40:41:42	43:44:45:46	47:48:49:50	51:52:53:54	55:56:57:58	59:60:61:62	63:64:65:66	67:68:69:70														
18																													
20																													
22																													
25																													
30																													
35																													
40																													
45																													
50																													
55																													
60																													

(注) 初任給の欄は、本年度採用がなくとも新雨採用したとすれはいくらかを男性の欄に記入してください。

ポイント賃金の欄は、左端の満年齢に当たる実在者の方の賃金を記入してください。(役員は除く)

該当者が複数いるときは、より平均的な方を記入してください。

2 所定内労働時間について

1日の所定内労働時間	1週の所定内労働時間
時間: 分	時間: 分

(注) 所定内労働時間とは、始業時刻から終業時刻までの時間から昼休み等の休憩時間を差し引いた時間です。

3 休日・休暇について

(1) 週休制はどうなっていますか。(該当するものの番号に○印をつけてください。)

完全	週休 2 日制		週休 1 日半	週休 1 日	週休 8	9
	月 1 回	月 2 回				
1	3	4	5	6	7	8
	3 回	隔週	隔週	その他 (注1)		

(注) 時期や職種等によって異なる場合は、より多くの従業員に適用されるものをご回答ください。
(注1) 月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休等実質的に完全週休2日制より休日数が少ない場合に選択してください。

(2) 有給休暇について (繰り返し日数は含めなくてください)

① 1年の年次有給休暇の1人平均付与日数は何日ですか。

② 1年の年次有給休暇の1人平均消化日数は何日ですか。

③ 年次有給休暇の計画的付与をしていますか。
(該当する番号に○をつけてください)
計画的付与をしている場合は年間何日ですか。

(3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの一年間にどのような休日・休暇がありましたか。下記の表に記入してください。(注) 年次有給休暇を利用した休暇は除いてください。

① 年末年始 (1月1日を含む)	<input type="text"/>	→ 1月1日、週休日を含む。
② 国民の祝日 (1月1日を除く)	<input type="text"/>	→ 1月1日を除き14日あります。
③ 夏季休暇	<input type="text"/>	→ 週休日を含む。
④ メーデー	<input type="text"/>	→ 週休日 (土・日など) から①~⑤の休日が重なった日数を除いて記入してください。 (参考) 日曜日 53日 完全週休2日 105日 隔週週休2日 約79日
⑤ その他 (創立記念日、ゴールデンウィーク等)	<input type="text"/>	
⑥ 週休日 (週のうちに定まった休業日の年間総数)	<input type="text"/>	
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	<input type="text"/>	→ 年間休日数になります。

4 育児休業制度等について

(1) 育児休業制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
1	2

(注) 育児休業制度とは、原則として1歳未満の子を養育するために男女労働者が取得できる休業制度をいい、労働基準法上の産前産後休業、育児時間とは別の制度です。

(2) 出産した者又は配偶者が出産した者及び、そのうち育児休業を取得した者は何人いますか。

イ 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで の出産者数 (配偶者が出産した男性を含む)	女性 ①	男性 ②
ロ イのうち平成25年3月31日までの間に育児休業を開始した者の数	女性 ③	男性 ④

(3) 子の看護休暇制度を就業規則等に定めていますか。

定め	あり	定めなし
子が小学校に入学するまで	子が小学校入学した後も利用可能	
1	2	3

(注) 子の看護休暇制度とは、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、育児・介護休業法に定められている病氣・けがをした子の看護、子の予防接種・健康診断等のために取得できる休暇制度をいいます。

(4) 子の看護休暇を取得した者は何人ですか。

(平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間)

	5日未満	5~10日	11日以上	計
女性	人	人	人	人
男性	人	人	人	人

(5) 育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等に定めていますか。

定め	あり	定めなし
子が3歳に達するまで	子が小学校入学前まで利用可能	
1	2	3
		4

(6) 育児のための短時間勤務制度を設けていますか。

制度	あ	る	制度はない
子が3歳に達するまで	子が小学校入学前まで利用可能	子が小学校入学以降も利用可能	その他
1	2	3	4
			5

5 介護休業制度等について

(1) 介護休業制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
1	2

注 介護休業制度とは、育児・介護休業法に定められている要介護状態にある家族の介護を行う労働者が取得できる休業制度をいいます。

(2) 家族の介護のため介護休業を取得した者は何人ですか。

(平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間)

男性	人	女性	人
----	---	----	---

注 同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人として計上してください。

(3) 介護休暇制度を就業規則等に定めていますか。

定めあり	定めなし
1	2

注 介護休暇制度とは、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、育児・介護休業法に定められている要介護状態にある家族の介護や世話をを行う労働者が取得できる短期の休暇制度をい、介護休業制度とは別の制度になります。

(4) 介護を行う労働者のための休業以外の措置は、どのような制度を設けていますか。

制度がある	制度はない
1	2

(設けている制度すべての番号に○印をつけてください。)

1	1日目の所定労働時間を短縮する制度
2	週又は月の所定労働時間を短縮する制度
3	週又は月の所定労働日数を短縮する制度(隔日勤務、特定曜日勤務等)
4	労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度
5	フレックスタイム制
6	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
7	労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度

6 就業形態について

従業員の就業形態はどのようなようになっていますか。人数を記入してください。

① 正社員	② 非正社員				⑨ 派遣労働者	⑩ その他
	③ 契約社員	④ 臨時雇用者	⑤ パートタイマー	⑦ その他のパートタイマー		
男性	人	男性	人	男性	人	男性
女性	人	女性	人	女性	人	女性

注 各就業形態の区分については、別添の記入要領を参考にご回答ください。

7 非正社員の雇用管理について

※各就業形態の区分については、別添の記入要領を参考にご回答ください。

(1) 非正規社員を活用されている理由についてお聞きします。就業形態ごとにそれぞれ該当するものに○印をつけて下さい(複数回答可)。

活用理由	就業形態	契約社員	臨時雇用者	短時間のパートタイマー	その他のパートタイマー	出向社員	派遣労働者	その他
1 基幹的な業務を確実に実施するため								
2 質の高い人材を確保するため								
3 全体の業務量が増加したため								
4 経験・知識・技能のある人を即戦力として採用するため								
5 高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため								
6 正社員の採用、確保が困難なため								
7 1日・週の中の仕事の繁忙に対応するため								
8 人件費削減のため								
9 一時的(臨時・季節的)な繁忙期に対応するため								
10 新たな事業分野へ進出するため								
11 章見・介護休業等による正社員の代替のため								
12 社会保険料負担を抑制するため								
13 企業収益が改善しているため								
14 その他								

(2) 非正規社員の正規社員化についてお聞きします。就業形態ごとにそれぞれ該当するものに○印をつけて下さい(複数回答可)。

内容	就業形態	契約社員	臨時雇用者	短時間のパートタイマー	その他のパートタイマー	出向社員	派遣労働者	その他	制度は	
									今後、導入検討	い
1 積極的に正社員化を進めていきたい									3	4
2 個人の能力を見極めて正社員化したい										
3 考えたくない										

(3) 非正規社員を正社員として登用する制度はありますか。または、制度はない場合でも、非正規社員を正社員として登用した事例はありますか。

(該当する番号に○印をつけてください。)

制度がある	制	度	は	
			今後、導入検討	い
1		2	3	4

(4) (3)で「制度がある」、「制度はないが登用事例はある」と回答したうち、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの実績があれば、その人数を記入してください。

契約社員	臨時雇用者	短時間のパートタイマー	その他のパートタイマー	出向社員	派遣労働者
人	人	人	人	人	人

※ 御協力ありがとうございました。同封の返信用封筒にてご返送願います。
(返信郵便料金は当方で負担いたします。)

石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

平成26年 3月 発行

石川県商工労働部労働企画課

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

電話：076-225-1531 FAX：076-225-1534

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/index.html>

石川県職業能力開発プラザ

「働きたい人」「働く人」を応援します

- ・職業能力開発・労働問題・労務管理の相談
- ・内職情報のご案内
- ・総合労働相談会を毎月第3水曜日13:30～16:00に開催

ホームページ

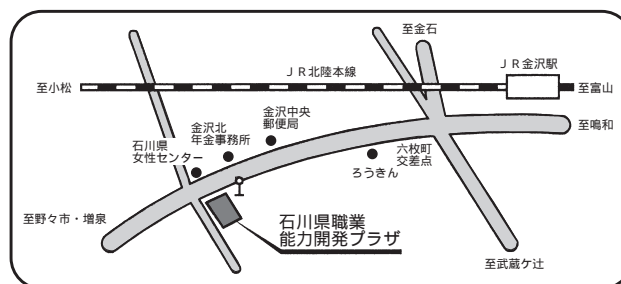
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/>

携帯サイト

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/mobile/syokunou-p/index.html>

E-mail

pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp



〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番15号

Tel. 076-261-1400(代) Fax. 076-261-1402

JR金沢駅東口より徒歩約8分 北鉄「三社」バス停より徒歩約1分

開所日時 月～金 8:30～17:00 (日・祝・年末年始除く)